

第33号議案関係資料

「品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

の一部を改正する条例」について

1. 改正理由

大崎駅西口地区地区計画の一部変更の都市計画決定を受け、決定された建築制限の実効性を担保するため、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、当該区域における建築物の制限を条例に定める。

あわせて、建築基準法等の一部改正に伴う所要の規定整備を行う。

2. 地区の位置

【F北地区】

制限を新たに定める。

【F南地区】

制限を新たに定める。

【E西地区】

既存地区の制限の追加。



3. 改正内容

① 大崎駅西口地区地区計画の一部変更に伴う条例で定める建築制限

【F北地区】：新規

・建築物の用途制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物
・建築物の敷地面積の最低限度	500㎡

【F南地区】：新規

・建築物の用途の制限	風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物
・建築物の容積率の最高限度	10分の65（650%）
・建築物の容積率の最低限度	10分の30（300%）
・建築物の建蔽率の最高限度	10分の6（60%）
・建築物の建築面積の最低限度	300㎡
・建築物の敷地面積の最低限度	500㎡
・壁面の位置の制限	計画図に示す壁面の位置の数値（別紙1）
・建築物の高さの最高限度	14.9m

**【E西地区】**：既存地区の制限の追加

・建築物の容積率の最低限度	10分の10（100%）
・建築物の建蔽率の最高限度	10分の6（60%）
・建築物の建築面積の最低限度	200㎡
・壁面の位置の制限（変更）	計画図に示す壁面の位置の数値（別紙1）
・建築物の高さの最高限度	30m

② 「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）」（平成29年5月12日公布）により建築基準法の一部が改正され、新たな用途地域として「田園住居地域」が創設されたことによる所要の規定整備

③ 平成22年に「蔽」（ぺい）が常用漢字に追加され、建築基準法の一部改正で「建蔽率」に改められたことによる、条例上使用の「建ぺい率」から「建蔽率」への改正

④ 風営法の一部改正により風営法第2条第1項が改正され、ダンスホール等の規制が見直された。現状では風営法の改正を踏まえた地区計画の変更がなされていないため、地区計画を変更するまでの間、現行の地区計画の内容を引き続き制限するため、改正前の風営法を引用するために行う規定整備

**4. 新旧対照表**（別紙2）

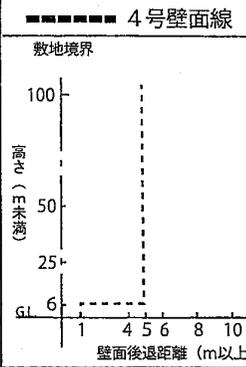
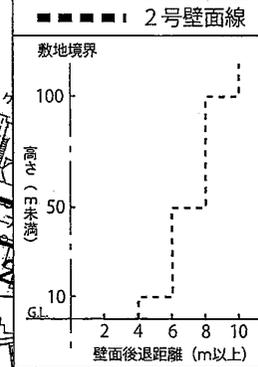
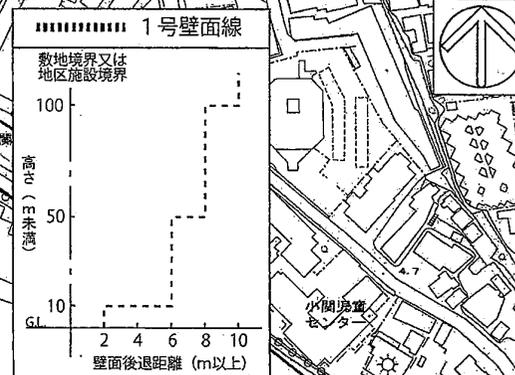
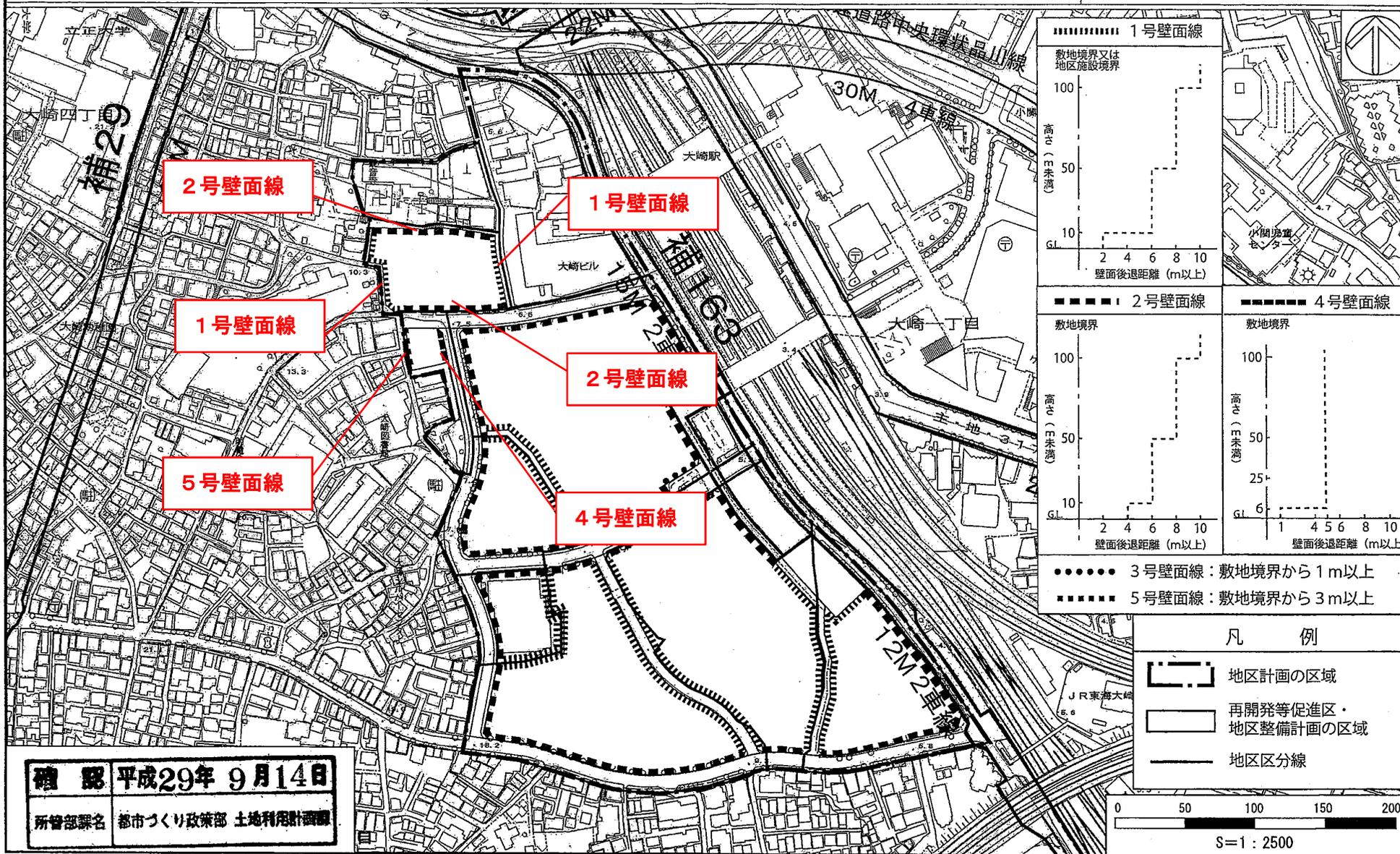
**5. 施行期日**

- ・ 大崎駅西口地区地区計画の建築制限に関する部分  
→**公布の日**
- ・ 建築基準法および、風営法の一部改正にともなう部分  
→**平成30年4月1日**

東京都市計画地区計画  
大崎駅西口地区地区計画

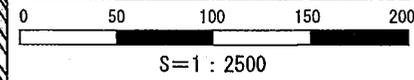
計画図 3

[東京都決定]



- 3号壁面線：敷地境界から1m以上
- 5号壁面線：敷地境界から3m以上

- 凡 例
- 地区計画の区域
  - 再開発等促進区・地区整備計画の区域
  - 地区区分線



**確認** 平成29年 9月14日

所管部署名 都市づくり政策部 土地利用計画課

「この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（28都市基交第899号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

「（承認番号）28都市基街都第326号、平成29年3月17日」

別紙 1

新旧対照表

新	旧																		
<p>品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年12月6日 条例第39号</p>	<p>品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年12月6日 条例第39号</p>																		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画等の区域内における建築物の敷地、構造および用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(建築物の<b>建蔽率</b>の最高限度)</p> <p>第6条 建築物の<b>建蔽率</b>(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、別表第2に掲げる地区整備計画等地区の区分に応じ、それぞれ同表エの欄に掲げる数値以下でなければならない。</p> <p>(建築物の敷地が地区整備計画等区域の内外にわたる場合等の措置)</p> <p>第12条 建築物の敷地が地区整備計画等区域の外と1の地区整備計画等地区にわたる場合においては、その敷地の過半が当該地区整備計画等地区に係る第3条、第7条および第8条第1項の規定を適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画等地区の外に属するときはその建築物またはその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>4 建築物の敷地が地区整備計画等区域の内外にわたる場合または建築物の敷地が地区整備計画等地区の2以上にわたる場合においては、第6条の規定による制限を、法第53条第1項の規定による建築物の<b>建蔽率</b>の限度とみなして、同条第2項の規定を適用する。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>別表第1 (第2条、第2条の2、第13条の2、第13条の9関係)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画等の区域内における建築物の敷地、構造および用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(建築物の<b>建ぺい率</b>の最高限度)</p> <p>第6条 建築物の<b>建ぺい率</b>(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、別表第2に掲げる地区整備計画等地区の区分に応じ、それぞれ同表エの欄に掲げる数値以下でなければならない。</p> <p>(建築物の敷地が地区整備計画等区域の内外にわたる場合等の措置)</p> <p>第12条 建築物の敷地が地区整備計画等区域の外と1の地区整備計画等地区にわたる場合においては、その敷地の過半が当該地区整備計画等地区に係る第3条、第7条および第8条第1項の規定を適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画等地区の外に属するときはその建築物またはその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>4 建築物の敷地が地区整備計画等区域の内外にわたる場合または建築物の敷地が地区整備計画等地区の2以上にわたる場合においては、第6条の規定による制限を、法第53条第1項の規定による建築物の<b>建ぺい率</b>の限度とみなして、同条第2項の規定を適用する。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>別表第1 (第2条、第2条の2、第13条の2、第13条の9関係)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>地区整備計画等の名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区整備計画、再開発地区</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大崎駅西口地区地区整備計画</td> <td>都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告</td> </tr> </tbody> </table>	種別	地区整備計画等の名称	区域	地区整備計画、再開発地区	(省略)	(省略)		大崎駅西口地区地区整備計画	都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>地区整備計画等の名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区整備計画、再開発地区</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大崎駅西口地区地区整備計画</td> <td>都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告</td> </tr> </tbody> </table>	種別	地区整備計画等の名称	区域	地区整備計画、再開発地区	(省略)	(省略)		大崎駅西口地区地区整備計画	都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告
種別	地区整備計画等の名称	区域																	
地区整備計画、再開発地区	(省略)	(省略)																	
	大崎駅西口地区地区整備計画	都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告																	
種別	地区整備計画等の名称	区域																	
地区整備計画、再開発地区	(省略)	(省略)																	
	大崎駅西口地区地区整備計画	都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告																	

新			旧		
整備計画 および防 災街区整 備地区整 備計画		示された大崎駅西口地区地区計画（平成30年東京都告示第57号）の区域のうち、 地区整備計画が定められた区域	整備計画 および防 災街区整 備地区整 備計画		示された大崎駅西口地区地区計画（平成20年東京都告示第1261号）の区域のうち、 地区整備計画が定められた区域
	(省略)	(省略)		(省略)	(省略)

別表第2（第3条—第11条関係）

地区 整備 計画 等 の 名 称	地区 整備 計画 等 の 地 区	ア 建築物 の用途 の制限	イ 建築物 の容積 率の最 高限度	ウ 建築物 の容積 率の最 低限度	エ 建築物 の容積 率の最 高限度	オ 建築物 の敷地 面積の 最低限 度	カ 建築物 の敷地 面積の 最低限 度	キ 壁面の 位置の 制限	ク 建築物 の高さ の最高 限度	ケ 垣また はさく の構造 の制限
東品 川二 丁目 地区 地区 整備 計画	A地 区	風俗営 業等の 規制及 び業務 の適正 化等に 関する 法律の 一部を 改正す る法律 (平成 27年法 律第45 号)に よる改 正前の 風俗営	(省略)				(省 略)	(省略)		

別表第2（第3条—第11条関係）

地区 整備 計画 等 の 名 称	地区 整備 計画 等 の 地 区	ア 建築物 の用途 の制限	イ 建築物 の容積 率の最 高限度	ウ 建築物 の容積 率の最 低限度	エ 建築物 の容積 率の最 高限度	オ 建築物 の敷地 面積の 最低限 度	カ 建築物 の敷地 面積の 最低限 度	キ 壁面の 位置の 制限	ク 建築物 の高さ の最高 限度	ケ 垣また はさく の構造 の制限
東品 川二 丁目 地区 地区 整備 計画	A地 区	風俗営 業等の 規制及 び業務 の適正 化等に 関する 法律 (昭和 23年法 律第 122号。 以下 「風営 法」と いう。) 第2条 第6項	(省略)				(省 略)	(省略)		





新											旧										
			第2条第6項第3号および第4号に規定するもの (2)および(3)省略											3号および第4号に規定するもの  (2)および(3)省略							
西五反田三丁目地区地区整備計画	住工複合地区	次の各号のいずれかに該当する建築物  (1)省略 (2)法別表第2項第 <u>(り)</u>	(省略)					(省略)			西五反田三丁目地区地区整備計画	住工複合地区	次の各号のいずれかに該当する建築物  (1)省略 (2)法別表第2項第 <u>(ち)</u>	(省略)					(省略)		

新										旧										
			3号に掲げる建築物 (3)省略																	
	沿道商業地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)省略 (2)法別表第2 <u>(り)</u> 項第3号に掲げる建築物 (3) <u>改正前の</u> 風営法第2条第6					(省略)					沿道商業地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)省略 (2)法別表第2 <u>(ち)</u> 項第3号に掲げる建築物 (3)風営法第2条第6項に規定					(省略)		

新										旧										
			項に 規定 する 営業 の用 に供 する 建築 物											する 営業 の用 に供 する 建築 物						
戸越 一丁 目地 区地 区整 備計 画	近隣 商業 地区	次の各 号のい ずれか に該当 する建 築物				(省 略)	(省略)	(省 略)	(省 略)		戸越 一丁 目地 区地 区整 備計 画	近隣 商業 地区	次の各 号のい ずれか に該当 する建 築物				(省 略)	(省略)	(省 略)	(省 略)
		(1)省 略 (2) <u>改正 前の</u> 風営 法第 2条 第1 項第 8号 に規 定す る営 業の 用に 供す											(1)省 略 (2) 風営 法第 2条 第1 項第 8号 に規 定す る営 業の 用に 供す る建 築物							

新											旧										
大崎 駅東 口第 2地 区再 開発 地区 整備 計画	A地 区	修正前 の風営 法第2 条第1 項第1 号また は第6 項に規 定する 営業の 用に供 する建 築物	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)	(省 略)	(省 略)		大崎 駅東 口第 2地 区再 開発 地区 整備 計画	A地 区	風営法 第2条 第1項 第1号 または 第6項 に規定 する営 業の用 に供す る建築 物	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)	(省 略)	(省 略)	
	C地 区	事務 所、物 品販売 業を営 む店舗 または 飲食店 の用に 供する 建築物 (修正 前の風 営法第 2条第 1項第 1号ま たは第 6項第	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)	(省 略)			大崎 駅東 口第 2地 区再 開発 地区 整備 計画	C地 区	事務 所、物 品販売 業を営 む店舗 または 飲食店 の用に 供する 建築物 (風営 法第2 条第1 項第1 号また は第6 項第5 号に規	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)	(省 略)		



新										旧										
			は利便に供する施設以外の建築物、その他の区域においては法別表第2(り)項第4号および(ぬ)項に掲げる建築物																	
	B-4地区	法別表第2(り)項第4号および(ぬ)項に掲げる建築物						(省略)		(省略)								(省略)		(省略)
東五反田地区地区整備計画	A地区	法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)												
			は利便に供する施設以外の建築物、その他の区域においては法別表第2(ち)項第4号および(り)項に掲げる建築物																	
	B-4地区	法別表第2(ち)項第4号および(り)項に掲げる建築物																(省略)		(省略)
東五反田地区地区整備計画	A地区	法別表第2(り)項に掲げる建築物	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)												







新										旧											
	D街区	法別表第2 <u>(ぬ)</u> 項に掲げる建築物および <u>改正前</u> の風営法第2条第1項第1号から第3号までもしくは第6号または第6項に規定する営業の用に供する建築物			(省略)		(省略)	(省略)				D街区	法別表第2 <u>(り)</u> 項に掲げる建築物および風営法第2条第1項第1号から第3号までもしくは第6号または第6項に規定する営業の用に供する建築物			(省略)		(省略)	(省略)		
大崎駅東口第3地区地区整備計画	A地区	法別表第2 <u>(ぬ)</u> 項に掲げる建築物および <u>改正前</u> の風	(省略)		大崎駅東口第3地区地区整備計画	A地区	法別表第2 <u>(り)</u> 項に掲げる建築物および風営法第2	(省略)													

新										旧																								
			営法第 2条第 1項第 1号か ら第6 号まで または 第6項 に規定 する営 業の用 に供す る建築 物																			条第1 項第1 号から 第6号 までま たは第 6項に 規定す る営業 の用に 供する 建築物												
B地 区	法別表 第2 <u>(ぬ)</u> 項 に掲げ る建築 物およ び <u>改正 前</u> の風 営法第 2条第 1項第 1号か ら第6 号まで または 第6項 に規定 する営 業の用	(省略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)	(省 略)			B地 区	法別表 第2 <u>(り)</u> 項 に掲げ る建築 物およ び風営 法第2 条第1 項第1 号から 第6号 までま たは第 6項に 規定す る営業 の用に 供する	(省略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)	(省 略)															





新					旧																	
			<u>でに規定する営業の用に供する建築物</u>	<u>公益上必要な建築物等について、この限りでない。</u>	<u>ただし、公益上必要な建築物等については、この限りでない。</u>	<u>ただし、公益上必要な建築物等については、この限りでない。</u>	<u>ただし、歩行者専用デッキ、渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物の部分で横断歩道橋、道路上空に設けられる渡り廊下等に接続するもの、歩行者の通行の用に供する部分の上部に設置される屋根、ひさしその他これらに</u>															





新									旧																	
								<u>物の敷地内に存するものについては、この限りでない。</u>																		
	<u>F北地区</u>	<u>風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物</u>						<u>500平方メートル。ただし、公益上必要な建築物等については、この限りでない。</u>														<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		
東品川五丁目地区地区		法別表第2(イ)項第1号から第					(省略)	(省略)																(省略)	(省略)	(省略)

新										旧										
整備計画		3号までに掲げる建築物および <u>改正前の</u> 風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する建築物									整備計画		3号までに掲げる建築物および風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する建築物							
武蔵小山駅東地区地区整備計画	A地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)省略 (2) <u>改正前の</u> 風営法第2条第1項第1号から	(省略)		武蔵小山駅東地区地区整備計画	A地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)省略 (2) 風営法第2条第1項第1号から第6号ま	(省略)												

新											旧																															
			第6号までもしくは第8号または第5項に規定する営業の用に供する建築物																			でもしくは第8号または第5項に規定する営業の用に供する建築物																				
		B地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)省略 (2) <u>改正前</u> の風営法第2条第1項第	(省略)		B地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)省略 (2) 風営法第2条第1項第1号から	(省略)																																		

新										旧																																		
			1号から第6号までもしくは第8号または第5項に規定する営業の用に供する建築物																						第6号までもしくは第8号または第5項に規定する営業の用に供する建築物																			
		D地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)および(2)省略 (3) <u>改正前の</u>				(省略)	(省略)	(省略)																D地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)および(2)省略 (3) 風営法第																		



新										旧																																			
			) 省 略 (3) <u>改正</u> <u>前の</u> 風営 法第 2条 第1 項第 1号 から 第6 号ま でも しく は第 8号 また は第 5項 に規 定す る営 業の 用に 供す る建 築物																				) 省 略 (3) 風営 法第 2条 第1 項第 1号 から 第6 号ま でも しく は第 8号 また は第 5項 に規 定す る営 業の 用に 供す る建 築物																						
	鉄道 上部 1地 区	次の各 号のい ずれか に該当	(省略)					(省 略)	(省略)	( 省 略)											鉄道 上部 1地 区	次の各 号のい ずれか に該当	(省略)								(省 略)	(省略)	( 省 略)												

新											旧																													
			する建築物																				する建築物																	
			(1)省略																				(1)省略																	
			(2)																				(2)																	
			<u>改正</u>																																					
			<u>前の</u>																																					
			風営																																					
			法第																																					
			2条																																					
			第1																																					
			項第																																					
			1号																																					
			から																																					
			第6																																					
			号ま																																					
			でも																																					
			しく																																					
			は第																																					
			8号																																					
			また																																					
			は第																																					
			5項																																					
			に規																																					
			定す																																					
			る営																																					
			業の																																					
			用に																																					
			供す																																					
			る建																																					
			築物																																					
	鉄道	次の各					(省	(省略)															鉄道	次の各								(省	(省略)							
	上部	号のい					略)																上部	号のい								略)								

新										旧										
2 地区	ずれかに該当する建築物	(1)省略	(2)改正前の風営法第2条第1項第1号から第6号までもしくは第8号または第5項に規定する営業の用に供する建築物								2 地区	ずれかに該当する建築物	(1)省略	(2)風営法第2条第1項第1号から第6号までもしくは第8号または第5項に規定する営業の用に供する建築物						

新										旧											
東五反田二丁目地区地区整備計画	A 1地区	法別表第2項に掲げる建築物および改正前の風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物	(省略)		東五反田二丁目地区地区整備計画	A 1地区	法別表第2項に掲げる建築物および風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物	(省略)													
	A 2地区	法別表第2項に掲げる建築物および改正前の風営法第2条第6項から第9項までに規	(省略)		A 2地区	法別表第2項に掲げる建築物および風営法第2条第6項から第9項までに規定する営	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)							



新										旧											
		第2条 第6項 から第 9項ま でに規 定する 営業の 用に供 する建 築物											6項か ら第9 項まで に規定 する営 業の用 に供す る建築 物								
	C地区	法別表 第2 <u>(ぬ)</u> 項に掲 げる建 築物お よび改 正前の 風営法 第2条 第6項 から第 9項ま でに規 定する 営業の 用に供 する建 築物		(省 略)	(省 略)	(省略)	(省 略)					C地区	法別表 第2 <u>(り)</u> 項に掲 げる建 築物お よび風 営法第 2条第 6項か ら第9 項まで に規定 する営 業の用 に供す る建築 物		(省 略)	(省 略)	(省略)	(省 略)			
北品川五丁目地区	A1地区、 A2地区	法別表 第2 <u>(ぬ)</u> 項に掲				(省 略)	(省略)					北品川五丁目地区	A1地区、 A2地区	法別表 第2 <u>(り)</u> 項 に掲げ		(省 略)	(省略)				

新										旧										
地区整備計画	B地区、C1地区、C2地区、D地区、E地区およびF地区	げる建築物および改正前の風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物。ただし、C2地区については、改正前の風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物とす									地区整備計画	B地区、C1地区、C2地区、D地区、E地区およびF地区	る建築物および風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物。ただし、C2地区については、風営法第2条第6項から第9項までに規定する営業の用に供する建築物とする。							

新											旧													
小山 台一 丁目 地区 防災 街区 整備 地区 整備 計画	A地 区	る。					(省 略)		(省 略)	(省 略)		小山 台一 丁目 地区 防災 街区 整備 地区 整備 計画	A地 区	次の各 号のい ずれか に該当 する建 築物 (1)お よび (2) )省 略 (3) <u>改正 前の</u> 風営 法第 2条 第1 項第 8号 に規 定す る営 業そ の他 これ に類 する 営業 の用 に供							(省 略)		(省 略)	(省 略)

新											旧										
			する建築物 (4) <u>改正前の</u> 風営法第2条第6項、第9項または第11項第2号に規定する営業の用に供する建築物											物 (4) 風営法第2条第6項、第9項または第11項第2号に規定する営業の用に供する建築物							
広町一丁目周辺地区地区整備計画	B地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表				(省略)					広町一丁目周辺地区地区整備計画	B地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表				(省略)				

新											旧										
			第2 <u>(を)</u> 項 に掲げ る建築 物 (2)											第2 <u>(る)</u> 項 に掲げ る建築 物 (2)							
			<u>改正 前の</u> 風営 法第 2条 第1 項、 第6 項お よび 第9 項に 規定 する 営業 の用 に供 する 建築 物											風営 法第 2条 第1 項、 第6 項お よび 第9 項に 規定 する 営業 の用 に供 する 建築 物							
C地 区		次の各 号のい ずれか に該当 する建 築物 (1)				(省 略)					C地 区		次の各 号のい ずれか に該当 する建 築物 (1)				(省 略)				





新										旧										
西品川一丁目地区整備計画	A地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表第2 <u>(ぬ)</u> 項に掲げる建築物 (2) <u>改正前の</u> 風営法第2条第1項、第6項または第9項に規定する営業の用	(省略)		西品川一丁目地区整備計画	A地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表第2 <u>(り)</u> 項に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項、第6項または第9項に規定する営業の用に供する	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)							

新										旧										
			に供 する 建 築 物									建 築 物								
大井 一丁 目南 地区 地区 整備 計画	A地 区お よび B地 区	次の各 号のい ずれか に該当 する建 築物 (1) (省 略) (2) <u>改正 前の</u> 風営 法第 2条 第1 項お よび 第6 項に 規定 する 営業 の用 に供 する 建 築 物 (3)				(省 略)	(省略)			大井 一丁 目南 地区 地区 整備 計画	A地 区お よび B地 区	次の各 号のい ずれか に該当 する建 築物 (1) (省 略) (2) 風営 法第 2条 第1 項お よび 第6 項に 規定 する 営業 の用 に供 する 建 築 物 (3)					(省 略)	(省略)		

新										旧									
		(省略)										(省略)							
<p><u>付 則</u>  この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条、第12条第4項および別表第2の改正規定（同表大崎駅西口地区地区整備計画の部に係る部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。</p>																			